

## 公職選挙法施行令の一部を改正する政令概要

公職選挙法の一部を改正する法律（平成28年法律第25号）の一部の施行（要約筆記者に対する報酬支払の解禁）に伴い、選挙運動に従事する者のうち専ら要約筆記のために使用する者に対する報酬の額の基準について、車上等運動員や手話通訳者と同じ1人1日につき15,000円以内と定める。

### 【参考】

- 現行、報酬を支給することができる者と1人1日当たり報酬額の基準は以下のとおり。

選挙運動のために使用する事務員	: 10,000円以内
車上等運動員（いわゆる「うぐいす嬢」）	: 15,000円以内
手話通訳者	: 15,000円以内

### [スケジュール]

閣議決定日：平成28年4月26日（火）

公布日：平成28年5月2日（月）

施行日：平成28年5月13日（金）：公職選挙法の一部を改正する法律の一部施行日  
（公布の日から起算して1月を経過した日）

- ※ 上記内容に関わる、公職選挙法施行規則の一部を改正する省令及び参議院比例代表選出議員選挙執行規程等の一部改正についても、同日に公布。